

公益社団法人新潟県看護協会災害支援ナース派遣規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県看護協会（以下「本会」という。）が被災地に派遣する災害支援ナース（以下「支援ナース」という。）に関する事項を定め、被災地における円滑な活動に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程に定める用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 支援ナース 本会会員で、支援ナースとして登録されている看護職をいう。
- (2) 被災地 災害救助法が適用される自然災害被災地をいう。
- (3) 派遣要請者 公益社団法人日本看護協会（以下「日看協」という。）及び災害救助法が適用された被災地の自治体ならびに被災地に所在する医療機関、社会福祉施設、避難所で、支援ナースの派遣を要請する者

(災害対策本部の設置)

第3条 本会は、支援ナースの派遣が想定される事態の発生が予測される場合、「公益社団法人新潟県看護協会災害看護支援要綱」にもとづく「本会災害看護対策支援室」を設置し、支援ナースに係る一切の事項を処理する。

(支援ナースの派遣)

第4条 本会は、派遣要請者から支援ナースの派遣要請が行われた場合には、被災地への交通手段が確保できることを確認のうえ、要請に応じることとする。

- 2 本会は、派遣する支援ナースについて「公益社団法人新潟県看護協会災害支援ナース」のなかから派遣先、および日程等を調整のうえ派遣する。
- 3 本会は支援ナース派遣者決定に際し、所属施設がある場合は所属施設の承認が得られていることを確認する。

(支援ナースに対する援助)

第5条 本会は、派遣する支援ナースに対して以下の援助を行う。

- (1) 被災地までの交通費
公的交通機関利用の金額を上限とし、公的交通機関が確保できない場合は本会が指示する交通手段利用の金額
- (2) 活動費
移動及び活動について12時間当たり7,000円
(6時間当たり3,500円)
宿泊を伴う場合は活動時間に12時間を加算する。
- (3) 傷害保険への加入
但し、日看協の「災害時支援ネットワークシステム」による派遣の場合は、日看協が加入する。

(支援ナースの活動期間)

第6条 被災地における1人の活動期間は1派遣につき移動時間を含め3泊4日を原則とする。

(支援ナースの役割)

第7条 支援ナースは、被災者が健康レベルを維持できるよう適切な医療看護を提供するとともに、被災した看護職の心身の負担軽減を助力する。

2 支援ナースはその活動にあたり、必要とする持参物品の調達を被災地に依存しないよう自己完結型支援に努める。

(準用規程)

第8条 この規程の運用に際しては、「公益社団法人新潟県看護協会災害看護支援要綱」および「公益社団法人新潟県看護協会災害支援メールシステム運用規程」を準用する。
なお定めのない事項については「本会災害看護対策支援室」の構成員が協議決定する。

(規程の改正)

第9条 この規程の改正は、理事会の承認を経なければならない。

この規定は、平成21年 3月16日から適用する。

改 正 平成25年 4月 1日

改 正 平成28年10月29日